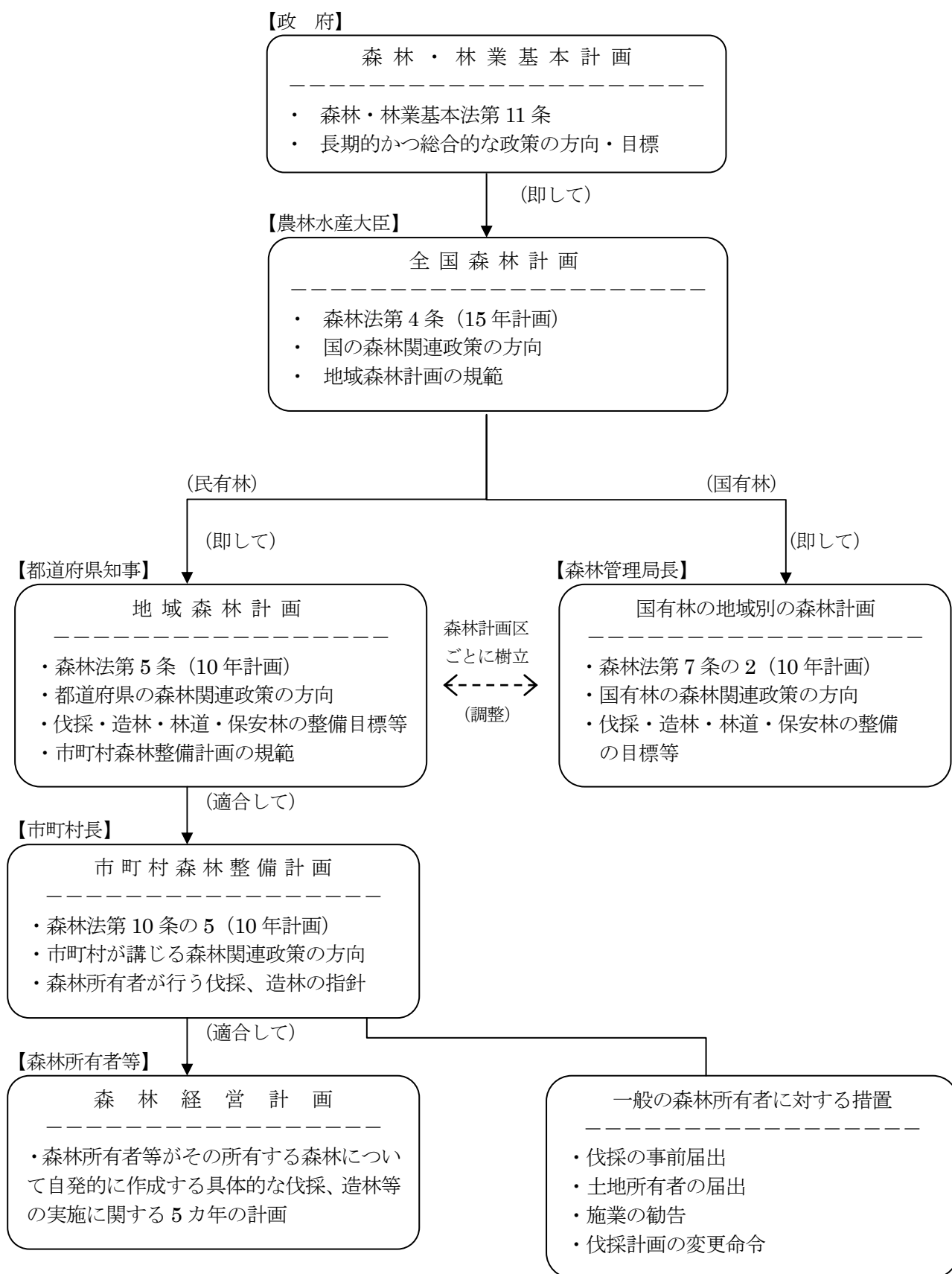


森林計画制度の体系図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

※森林経営計画に完全移行するまでは、森林施業計画と読み替える。

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要

(1) 位置及び行政区域

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

(2) 自然的条件

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

(3) 社会的条件

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

(4) 森林林業の概要

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

(5) 計画区の特徴

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

該当なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

当計画区においては、長期にわたる人工林の造成により森林蓄積は着実に増加してきており、さらに多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。適切な施業及び整備を実施し、木材の供給能力を高め、木材を安定的に供給していくとともに、利用の拡大を推進する必要性が増している。

しかし、木材価格の低迷による林業生産活動の停滞から、林業労働者の減少・高齢化が進んでいる。また、林業は他産業と比較して厳しい労働条件におかれた産業であり、定着率も低位である。

一方、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は、自然災害の発生や渇水等を防ぐための水源涵養や山地災害の防止、さらには森林とのふれあい、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収・固定源に対する期待が高まっており、環境・保健・文化・教育的な面における森林の果たす役割の重要性が増している。また、森林環境の保全や森林を守り育てる意識を醸成する費用等に充てる「森林環境保全税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの新たな取組も開始された。

このため、重視すべき機能を中心として、森林の有する多面的機能の継続的発揮、林業・木材産業の再生と雇用への貢献、森林資源の有効活用を目的として、次のような基本的な考え方を定めた。

(1) 「低コスト林業」で継続的な林業経営

森林所有者の施業意欲を高めるため、計画的・加速的に作業道を整備しつつ、利用間伐の推進による収益を確保し、森林所有者に利益を還元していく低コストな木材生産を進める。また、スケールメリットを活かした林業経営を進めるとともに、不在村者所有森林等の適正管理を進めるため、森林組合等林業事業者への経営の集約化を図る。

(2) 森林を支える人づくり

森林づくりを支える担い手を確保・育成する。また、地域の森林管理を担い、低コスト林業を進める中核的存在となる林業事業者の育成と強化を図る。

(3) 県産材の流通・利用拡大

県産材の安定取引、流通コスト削減のため、県内製材工場の主な原木の入手先となっている原木市場の役割

にも配慮しつつ、大量の原木を消費するLVL・合板等高次加工工場や大規模製材工場等への直送体制の導入を推進し、需要やニーズに合った製品の生産・供給体制づくりを進める。

また、公共建築物木材利用促進法も踏まえ、県民が一丸となって、森林を支える林業・木材産業の再生に向けた「とっとりの木づかい」を進める。

(4) 県民とともに進める森林づくり

林業・木材産業の面からだけでなく、県民参加の森林づくりや企業の社会貢献活動を進めることにより、森林の大切さや守り育てる意義を広く発信する。

地球温暖化対策のための取組である「カーボン・オフセット」を活用し、県内林業の活性化と森林の整備・保全の一層の促進を図る。

利用されずに放置されてきた里山等における広葉樹林や竹林の整備を進める。あわせて、原木林の造成など「鳥取原木しいたけ」の更なる増産と品質向上のための取組に加え、森林の新たな利用も進める。

II 計 画 事 項

第1 地域森林計画の対象とする森林の区域

平成21年12月28日樹立の地域森林計画書のとおり。

第2 森林の整備及び保全に関する事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

<u>森林の有する機能</u>	<u>望ましい森林資源の姿</u>
<u>水源涵養機能</u>	<u>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。</u>
<u>山地災害防止機能</u> <u>／土壌保全機能</u>	<u>下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。</u>
<u>快適環境形成機能</u>	<u>樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。</u>
<u>保健・レクリエーション機能</u>	<u>自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。</u>
<u>文化機能</u>	<u>史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。</u>
<u>生物多様性保全機能</u>	<u>原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する河畔林。</u>

<u>木材等生産機能</u>	<u>林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。</u>
----------------	---

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の区分	森林整備及び保全の <u>基本方針</u>
<u>水源涵養機能</u>	<p><u>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</u></p> <p><u>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</u></p>
<u>山地災害防止機能</u> / <u>土壌保全機能</u>	<p><u>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</u></p> <p><u>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</u></p>
<u>快適環境形成機能</u>	<p><u>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</u></p> <p><u>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</u></p>
<u>保健・レクリエーション機能</u>	<p><u>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</u></p> <p><u>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</u></p>
<u>文化機能</u>	<p><u>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</u></p> <p><u>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</u></p>
<u>生物多様性保全機能</u>	<p><u>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する河畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</u></p>
<u>木材等生産機能</u>	<p><u>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。</u></p> <p><u>施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</u></p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林資源の整備及び保全は、長期的な視点に立って着実に実施していくことが重要である。このため、計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態を次のとおり定める。

単位：面積 ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	44,453	44,096
	育成複層林	521	1,417
	天然生林	33,507	32,968
森林蓄積 (m ³ /ha)		208	250

- 注) 1 育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林。
 2 育成複層林 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、人為により複数の樹冠層^{※3}を構成する森林。
 3 天然生林 主として天然力^{※3}を活用することにより成立させ、維持する森林^{※4}。

- ※1 「人為」とは、植栽、補助更新(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、「芽かき、下刈、除伐、間伐等の作業を行うこと。
 ※2 「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。
 ※3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。
 ※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して立木竹の伐採に関する事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとすること。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとすること。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとすること。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	生産目標	期待径級 (cm)
日野川森林 計画区一円	スギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	マツ	一 般 材	18
		梁 桁 材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・带状又は群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下）を基準とすること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すものではない。

具体的には、市町村の区域内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の2倍程度を目安とすること。

地 区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
天神川森林計画区一円	40年	45年	35年	45年	10年	20年

注) マツとはアカマツ及びクロマツをいう。

(3) その他必要な事項

ア 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢の指針

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、生育途上にある立木が当該年齢に達するまでは主伐を見合わせるにより、森林生産力の有効な利用を図るための指標であり、制限林で伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けている森林以外の森林に適用されるが、市町村内の主要樹種について、森林生産力の障害を防止する観点から、連年成長量が最大となる年齢を基準として、原則として5の倍数をもって定めるものとする。

本計画区の主要樹種については、概ね下表のとおりであることから、この林齢を基礎とし、市町村内の主要樹種について定めるものとする。

地 区	樹 種			
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針
日野川森林計画区	20年	25年	20年	25年

イ 老齢林であるなどの理由により伐採を促進すべき林分の指針

制限林、特用林、自家用林、試験研究の目的に供している森林以外で、老齢林等のため風害、病虫害等の被害を受けているもの又は受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて定めるものとする。

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して造林に関する計画事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然的条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては伐採後原則として2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の完了については、「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)を用いるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村の区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、以下の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

<u>天然更新対象樹種</u>	<u>アカマツ、クロマツ</u>
<u>ぼう芽更新可能樹種</u>	<u>クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種</u>

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる3・4年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、県又は市町村による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況等の観点から、天然更新が期待できない森林について、的確な更新を確保することとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めること。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

また、高齢級間伐（7齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定めること。

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			
ヒノキ	大径材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	保育の種類	実施年齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
	つる切							←	△	→		←	△	→					
ヒノキ	除伐									←	○	→			←	△	→		
	鬮し	←					△									→			
	枝打ち										←		○		→	←	△	→	

(注) △は必要に応じて実行する。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、第2の1の(1)「森林の整備及び保全の目標」及び(2)「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、指針を定めるものとする。この際、保安林などの法令、森林の立地条件、森林の機能の評価区分(「森林の機能別調査実施要領の策定について」(昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知)に基づく評価区分をいう。)、森林の機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案すること。

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、次に示す基準を原則とする。

ただし、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

(イ) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

(ウ) 快適環境機能維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や県民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林。

(エ) 保健機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(イ) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 特定広葉樹育成施業の方法に関する指針

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行うものとする。

天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、的確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。

特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

5 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定する。

基幹路網の現状 (単位 延長：km)

区分	路線数	延長
基幹路網	195	278
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの効率的な考え方

(単位 m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	75 以上	25 以上
	架線系 作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	60 以上	15 以上
	架線系 作業システム	15 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	5 以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備推進区域）の基本的な考え方

林班ごとに傾斜、地質、路網整備の状況等を勘案し、木材生産機能、人工林の分布状況から判断し、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

(4) 路網の企画・構造についての基本的な考え方

適切な企画・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）、鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号農林水産部長通知）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林GISの活用や地積調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理することにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

イ 森林施業の共同化に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

このため、林業労働力確保支援センターを中核とし、林業関係者の協力・連携を得ながら鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画に示す林業労働力の確保の目標に向けて、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力のある事業主がたてる改善計画を知事が認定し、認定をうけた事業主に対して効果的に支援措置を実施し、林業労働力の確保を図ることとするものと鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画で支援方針を定めたところである。

イ 林業従事者の確保・育成

林業従事者の確保・育成のためには、林業事業体の経営体質の強化による安定的な雇用の継続を前提に、

県内で年間 50 名の新規就労者の確保に努めることとし、それに対して県と国では支援措置を実施している。国では平成 15 年度から「緑の雇用担い手育成対策事業」、平成 23 年度から「緑の雇用」現場技能者育成対策事業を、県では平成 21 年度から「鳥取県版緑の雇用支援事業」を実施し、新規就労者の段階的な技術・技能の習得研修を実施する林業事業体に対して支援を行っているところである。

さらに、一定程度の経験を有する者の教育訓練として、作業システムや路網の設計、生産管理及び林業機械整備等の生産性の向上に必要な知識や技術・技能の習得に関する研修、「鳥取式作業道」を開設する技能を有するオペレーターの養成研修等を推進する。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能機械の導入促進

森林施業の効率化や労働災害の減少を図るため、林業機械の普及宣伝、機械の共同利用等により、高性能林業機械の導入を促進するとともに、林地の傾斜等自然的条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた作業システムの確立・普及及び林業機械オペレーターの養成を計画的に推進する。

また、林業機械の導入に不可欠である林道、作業道等の整備を積極的に推進するとともに、機械の共同利用組織の活用、林業機械の利用体制の整備等に取り組む。

イ 機械化作業システム

森林の地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムは次の中から適宜選択する。また、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業に対応した作業システムの導入及びその普及定着を推進する。

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
専業型・緩斜地	高性能大型車両系	ハーベスタ、フォワーダ・タイプ
専業型・傾斜地	高性能大型架線系	タワーヤーダ、プロセッサ・タイプ
兼業型・緩斜地	簡易小型車両系	プロセッサ、小型フォワーダ・タイプ
兼業型・傾斜地	簡易小型架線系	小型タワーヤーダ、プロセッサ・タイプ

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加工に至る一貫した体制の整備を図る。

ア 木材流通の合理化

森林組合や木材加工業者等、木材生産から加工・流通に至る関係者が一体となって、流域を単位とした計画的な木材生産及び流通の合理化に努める。特に、プレカット材の普及等、木材の需要構造の変化に対応するため、乾燥施設の整備を進める必要がある。

原木の流通拠点である原木市場は県内 4 か所のうち、当計画区には 2 か所あるが、今後、原木の安定供給を図るにあたり、設備の高度化や原木市場のあり方について検討を進めるなど、市場の多様化、機能強化に努めるとともに、中間土場を活用して林業事業体等が直接加工工場に原木を納品する直納方式の普及等、流通コストの低減に取り組むことにより木材流通の合理化を図る。

イ 木材加工の合理化

県産材加工の低コスト化及び高付加価値化を図るため、LVL、合板工場への原木の大量・安定供給を促進するとともに、これらの量産工場及び高次加工工場を中心とした本地域における加工工場の集積のメリットが生かされるよう、木材団地等の機能強化、充実に努める。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、流域林業活性化協議会を活用するなど、地域材の産地化形成の推進方策などについて地域の関係者の合意形成に努めるものとする。また、製品・加工に対する市場のニーズの把握、供給の安定化、品質の向上を図るなど利用者の視点に立った新たな県産材の活用を検討する。

(5) その他必要な事項

県外からのIJUターン者の確保のため、相談会の開催、林業体験研修の実施に努めて mismatches の低減と、就業後の研修支援を促進し、また、林業事業者に対しては住居の斡旋等に努め、県や市町村等との連携により支援を行うものとする。

また、流域を単位とした森林整備の推進と、林業・木材産業の活性化を図るため、上下流の自治体等の協力による森林整備及び一般県民等の森林・林業に対する理解やボランティア活動を通じた森林整備が重要となるので、流域林業活性化協議会等の関係者による協議・合意に基づき、上下流協力による森林整備の推進に努めるものとする。

さらに、企業・県・市町村の三者による「とっとり共生の森」森林保全・管理協定に基づき、企業が行う森林保全活動を支援する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全に関する事項の中で定められた地区における土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のため法面緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

(2) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

(3) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

ア 保安林の指定

保安林の指定は、その森林の所在場所その他の立地条件が受益対象と密接な関係にあり、森林法第25条第1項第1号から第11号までの目的を達成するために森林の機能を発揮させることが必要であると認められた場合に行うものとする。

なお、以下のとおり保安林の指定に重点を置いて、保安林の指定を計画的に推進することとする。

(ア) 水源涵養保安林

良質な飲用水等の安定的な確保に対する県民の要請に対応するため、利水施設の上流に位置する森林や既存保安林に接続又は介在している森林

(イ) 土砂流出防備及び土砂崩壊防備保安林

災害発生の危険性が高まっている地域や道路、鉄道その他の公共施設等保全対象が所在する地域における森林

(ウ) 保健保安林等

環境保全意識の高まりの中で、身近な緑の保全等に対する県民の要請に対応するため、県民のレクリエーション等の保健、休養の場として利用しやすい身近な森林

イ 保安林の指定の解除

保安林の指定の解除は、指定後における保全対象の状況及び指定目的に即した機能の確保状況等の変化からみて、指定の理由が消滅していると認められる場合には森林法第26条第1項の「指定理由の消滅」、公益上の理由により必要が生じた場合には、同条第2項の「公益上の理由」に基づき行うものとする。

ウ 保安林の指定施業要件の整備

保安林を巡る状況の変化等に対応し、必要に応じて指定施業要件(伐採の方法、伐採の限度に係るもの、植栽に係るもの)を見直すこととする。

エ 保安林の管理

保安林の公益的機能を十分に発揮させるため、指定目的に即した保安林の配備を計画的に推進するとともに、保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の理解・協力を得ながら、造林、保育、伐採その他の施業を適切に実施するものとする。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安林の指定目的のうち、森林法第25条第1項1～7号の目的を達成するため、森林の造成若しくは維持に必要な事業(保安施設事業)を行う必要がある場合には、森林、原野その他の土地を森林法第41条に基づく保安施設地区の指定を行い、保安施設事業の円滑な実施を図るものとする。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、県民の安全・安心の確保の観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地すべり防止工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

流域保全の観点から関係機関が連携した取組や地域における事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や生物多様性の保全に努める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、第2の1の(1)「森林の整備及び保全の目標」及び(2)「森林の整備及び保全の基本方針」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林をし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

(5) その他必要な事項

該当なし

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特に松くい虫による被害についての確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画等による。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、鳥取県ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

(4) その他必要な事項

該当無し

第5 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

特に、優れた自然美を構成している森林など保健機能の高い森林のうち、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用している森林、又は今後、キャンプ場等の施設整備が予定され、周辺の休養施設と一体となって、入り込み数の増大が見込まれる森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

2 保健機能森林の区域内における施業補方法及び森林保健施設の整備に関する指針

(1) 保健機能森林の区域内における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水資源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、特定広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に配慮して行うものとする。

第6 計測量等

1 伐採立木材積

(単位 材積：千m³)

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	<u>1,535</u>	<u>1,522</u>	<u>55</u>	<u>633</u>	<u>620</u>	<u>55</u>	<u>902</u>	<u>902</u>	-
<u>前半5カ年の計 画量</u>	<u>870</u>	<u>839</u>	<u>32</u>	<u>363</u>	<u>356</u>	<u>32</u>	<u>483</u>	<u>483</u>	-
市町村別内訳	米子市	<u>15</u>	<u>14</u>	1	<u>14</u>	<u>13</u>	1	1	-
	境港市	0	0	-	0	0	0	-	-
	日吉津村	0	0	-	0	0	-	-	-
	大山町	<u>91</u>	<u>86</u>	<u>6</u>	<u>71</u>	<u>65</u>	<u>6</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
	南部町	<u>134</u>	<u>130</u>	<u>4</u>	<u>55</u>	<u>51</u>	<u>4</u>	<u>79</u>	<u>79</u>
	伯耆町	<u>91</u>	<u>86</u>	<u>6</u>	<u>52</u>	<u>47</u>	<u>6</u>	<u>39</u>	<u>39</u>
	日南町	<u>728</u>	<u>706</u>	<u>23</u>	<u>296</u>	<u>273</u>	<u>23</u>	<u>432</u>	<u>432</u>
	日野町	<u>310</u>	<u>303</u>	<u>7</u>	<u>120</u>	<u>113</u>	<u>7</u>	<u>189</u>	<u>189</u>
	江府町	<u>207</u>	<u>199</u>	<u>8</u>	<u>67</u>	<u>58</u>	<u>8</u>	<u>141</u>	<u>141</u>

2 間伐面積

該当なし

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区分		人工造林	天然更新
総 数		<u>2,431</u>	<u>659</u>
	前半5カ年の計画量	<u>1,219</u>	<u>311</u>
市町村別内訳	米子市	<u>57</u>	<u>10</u>
	境港市	0	0
	日吉津村	0	0
	大山町	<u>254</u>	<u>41</u>
	南部町	<u>213</u>	<u>45</u>
	伯耆町	<u>217</u>	<u>52</u>
	日南町	<u>1,028</u>	<u>342</u>
	日野町	<u>417</u>	<u>95</u>
	江府町	<u>245</u>	<u>73</u>

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(単位 延長：km、面積：ha、蓄積：m³)

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半 5カ 年の 計画 箇所	備考
開設	自動車道	林道	南部町	行者山	3,400m - 1箇所	1,156ha	○	<u>森林基幹道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	霞湯原	200m - 1箇所	824ha		<u>森林基幹道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	窓山	5,000m - 1箇所	979ha	○	<u>森林基幹道</u>
開設	自動車道	林道	江府町	宝仏山1号	3,600m - 1箇所	686ha	○	<u>森林基幹道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	宝仏山2号	3,600m - 1箇所	698ha	○	<u>森林基幹道</u>
開設	自動車道	林道	南部町	金花山	1,200m - 1箇所	128ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	南部町	二枡	900m - 1箇所	114ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	南部町	あご牛山	900m - 1箇所	218ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	南部町	大熊谷	1,000m - 1箇所	63ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	南部町	二部越(2)	2,500m - 1箇所	332ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	伯耆町	芳谷	600m - 1箇所	182ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	伯耆町	二子	1,500m - 1箇所	139ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	伯耆町	熊谷	1,500m - 1箇所	76ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	伯耆町	鬼住山	700m - 1箇所	195ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	伯耆町	下代	1,300m - 1箇所	102ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	伯耆町	焼杉下代	2,500m - 1箇所	140ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	岩樋山	1,000m - 1箇所	406ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	稲積山2	1,000m - 1箇所	94ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	沢～佐貫谷	1,200m - 1箇所	76ha		<u>森林管理道</u>

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半 5カ 年の 計画 箇所	備考
開設	自動車道	林道	日南町	洞（2）	1,200m - 1箇所	162ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	大谷	1,300m - 1箇所	80ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	太田奥	1,000m - 1箇所	85ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	河上	1,000m - 1箇所	171ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	松本	1,000m - 1箇所	153ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	小熊井谷	400m - 1箇所	146ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	灰谷	1,100m - 1箇所	113ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	尾郷宝谷	1,200m - 1箇所	404ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	下萩	1,200m - 1箇所	76ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	明石山	1,200m - 1箇所	110ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	新山2	1,000m - 1箇所	183ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	洞（1）	1,000m - 1箇所	47ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	解脱寺	1,000m - 1箇所	193ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	福塚	1,100m - 1箇所	93ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	秋原呼子	1,100m - 1箇所	117ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	二部山	1,000m - 1箇所	38ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	熊サコ	1,000m - 1箇所	164ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日南町	木谷	700m - 1箇所	129ha		<u>森林管理道</u>
<u>開設</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>日南町</u>	<u>野組</u>	<u>1,000m - 1箇所</u>	<u>77ha</u>	<u>○</u>	<u>林業専用道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	朝刈奥	1,000m - 1箇所	371ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	ヒヤ谷	700m - 1箇所	120ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	黒谷	800m - 1箇所	145ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	鎌倉	800m - 1箇所	132ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	津地谷中	500m - 1箇所	140ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	黒坂	1,200m - 1箇所	85ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	近江	1,200m - 1箇所	74ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	ワル谷	1,200m - 1箇所	76ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	大町	1,000m - 1箇所	64ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	別所つるみ	1,000m - 1箇所	42ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	久住	700m - 1箇所	60ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	平谷	700m - 1箇所	38ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	東山	800m - 1箇所	46ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	西畑	700m - 1箇所	91ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	才木谷	500m - 1箇所	84ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	川西	1,000m - 1箇所	122ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	横路2号	500m - 1箇所	62ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	板井原2	1,200m - 1箇所	148ha		<u>森林管理道</u>

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半 5カ 年の 計画 箇所	備考
開設	自動車道	林道	日野町	畑	500m - 1箇所	103ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	天郷	500m - 1箇所	94ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	貝原	500m - 1箇所	77ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	畑花口	1,200m - 1箇所	101ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	岩田	500m - 1箇所	66ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	峠谷	500m - 1箇所	73ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	三栗	800m - 1箇所	108ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	渡	700m - 1箇所	119ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	久谷尻	800m - 1箇所	34ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	野谷	700m - 1箇所	74ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	赤神	500m - 1箇所	58ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	宮ノ谷	500m - 1箇所	54ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	板井原1	700m - 1箇所	37ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	日野町	追原	700m - 1箇所	52ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	江府町	篠谷	1,000m - 1箇所	51ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	江府町	大谷	1,000m - 1箇所	144ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	江府町	助沢	1,500m - 1箇所	103ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	江府町	古屋敷	700m - 1箇所	142ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	江府町	助沢俣野	1,000m - 1箇所	150ha		<u>森林管理道</u>
開設	自動車道	林道	江府町	柿原	700m - 1箇所	90ha		<u>森林管理道</u>
拡張	改良		南部町	鎌倉山	1,000m - 1箇所	1,155ha		<u>幹線</u>
拡張	改良		日南町	窓山	1,500m - 1箇所	979ha		<u>幹線</u>
拡張	改良		日南町	船通山	1,500m - 1箇所	1,087ha		<u>幹線</u>
拡張	改良		江府町	宝仏山1号	1,000m - 1箇所	686ha		<u>幹線</u>
拡張	改良		日野町	宝仏山2号	1,000m - 1箇所	698ha		<u>幹線</u>
拡張	舗装		伯耆町	越敷野原	1,100m - 1箇所	38ha		<u>その他</u>
拡張	改良	<u>---</u>	<u>伯耆町</u>	<u>中祖高丸</u>	<u>2,400m - 1箇所</u>	<u>76ha</u>		<u>その他</u>
拡張	舗装	<u>---</u>	<u>伯耆町</u>	<u>中祖高丸</u>	<u>2,400m - 1箇所</u>	<u>76ha</u>		<u>その他</u>
拡張	改良		伯耆町	丸山上ノ原	500m - 1箇所	60ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		伯耆町	芳谷	1,800m - 1箇所	182ha		<u>その他</u>
拡張	改良		伯耆町	二子	1,000m - 1箇所	139ha		<u>その他</u>
拡張	改良	<u>---</u>	<u>伯耆町</u>	<u>鬼住山</u>	<u>2,000m - 1箇所</u>	<u>195ha</u>		<u>その他</u>
拡張	舗装	<u>---</u>	<u>伯耆町</u>	<u>鬼住山</u>	<u>2,000m - 1箇所</u>	<u>195ha</u>		<u>その他</u>
拡張	改良		伯耆町	根雨原	2,000m - 1箇所	56ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		伯耆町	根雨原	2,000m - 1箇所	56ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日南町	道後山	4,500m - 1箇所	160ha		<u>その他</u>
拡張	改良	<u>---</u>	<u>日南町</u>	<u>陰地</u>	<u>1,100m - 1箇所</u>	<u>84ha</u>		<u>その他</u>

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半 5カ 年の 計画 箇所	備考
<u>拡張</u>	<u>舗装</u>	<u> </u>	<u>日南町</u>	<u>陰地</u>	<u>1,100m - 1箇所</u>	<u>84ha</u>		<u>その他</u>
拡張	改良		日南町	花見山	600m - 1箇所	22ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日南町	花見山	600m - 1箇所	22ha		<u>その他</u>
拡張	改良		日南町	神戸中野	800m - 1箇所	140ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日南町	神戸中野	800m - 1箇所	140ha		<u>その他</u>
拡張	改良		日南町	宮内東山	200m - 1箇所	69ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日南町	宮内東山	200m - 1箇所	69ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日南町	第2御明谷	1,100m - 1箇所	119ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日南町	小熊井谷	1,800m - 1箇所	288ha		<u>その他</u>
<u>拡張</u>	<u>改良</u>	<u> </u>	<u>日南町</u>	<u>三本松</u>	<u>300m - 1箇所</u>	<u>34ha</u>		<u>その他</u>
<u>拡張</u>	<u>舗装</u>	<u> </u>	<u>日南町</u>	<u>三本松</u>	<u>300m - 1箇所</u>	<u>34ha</u>		<u>その他</u>
拡張	改良		日南町	客奥	1,000m - 1箇所	94ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日南町	客奥	1,000m - 1箇所	94ha		<u>その他</u>
拡張	改良		日野町	下黒坂	1,700m - 1箇所	68ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	下黒坂	1,700m - 1箇所	68ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	津地谷中	500m - 1箇所	140ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	高尾	500m - 1箇所	26ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	金持	600m - 1箇所	100ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	倉谷	500m - 1箇所	49ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	宮田	300m - 1箇所	14ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	榎市	1,200m - 1箇所	58ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	井ノ原	800m - 1箇所	125ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	足谷	1,500m - 1箇所	77ha		<u>その他</u>
拡張	改良		日野町	井手ノ谷	1,600m - 1箇所	39ha		<u>その他</u>
拡張	改良		日野町	大林	4,500m - 1箇所	226ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		日野町	かづら畑	1,600m - 1箇所	88ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		江府町	木地河原	1,000m - 1箇所	244ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		江府町	半ノ上	2,700m - 1箇所	157ha		<u>その他</u>
<u>拡張</u>	<u>改良</u>	<u> </u>	<u>江府町</u>	<u>寺谷</u>	<u>300m - 1箇所</u>	<u>159ha</u>		<u>その他</u>
<u>拡張</u>	<u>舗装</u>	<u> </u>	<u>江府町</u>	<u>寺谷</u>	<u>300m - 1箇所</u>	<u>159ha</u>		<u>その他</u>
拡張	舗装		江府町	ヒキジ高谷	700m - 1箇所	81ha		<u>その他</u>
拡張	改良		江府町	カズチ	200m - 1箇所	138ha		<u>その他</u>
拡張	改良		江府町	ハセン谷	1,000m - 1箇所	127ha		<u>その他</u>
拡張	舗装		江府町	江尾俣野	1,900m - 1箇所	212ha		<u>その他</u>

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：ha)

保安林の種類	面積		備考
		<u>前半5カ年の計画</u>	
総数 (実面積)	<u>36,968</u>	<u>36,828</u>	
水源涵養のための保安林	<u>34,457</u>	<u>34,327</u>	
災害防備のための保安林	<u>2,104</u>	<u>2,096</u>	
保健、風致の保存等のための保安林	<u>916</u>	<u>914</u>	

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：ha)

指定 解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		<u>前半5カ年の計画面積</u>		
指定	水源涵養保安林	総数		25	<u>15</u>	洪水緩和並びに水資源確保のため	
		米子市	淀江町稲吉	20	<u>10</u>		
		日南町	三栄	5	<u>5</u>		
	土砂崩壊防備保安林	総数		31	<u>16</u>	土砂の崩壊の防止のため	
		日南町	生山	1			
		日南町	豊栄	2	<u>2</u>		
		日南町	河上	1	<u>1</u>		
		日南町	宮内	1	<u>1</u>		
		日南町	印賀	1	<u>1</u>		
		日南町	新屋	1	<u>1</u>		
		日南町	萩原	1			
		日南町	菅沢	1			
		日野町	下榎	6	<u>6</u>		
		日野町	上菅	1	<u>1</u>		
		日野町	濁谷	2			
		日野町	根雨	2			
		日野町	本郷	5			
		江府町	御机	2	<u>2</u>		
		江府町	下蚊屋	3			
		江府町	柿原	1	<u>1</u>		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区)

森林の所在		治山工事施行地数		主な工種	備考
市町村	区域		<u>前半5カ年 の計画</u>		
総数		34	<u>16</u>		
米子市	久米町 他	3	<u>3</u>	山腹工	
境港市	-	-	-		
日吉津村	-	-	-		
大山町	小竹 他	6	<u>4</u>	山腹工	
南部町	上中谷 他	3	<u>0</u>	山腹工	
伯耆町	焼杉 他	4	<u>3</u>	溪間工、山腹工	
日南町	豊栄 他	3	<u>3</u>	溪間工、山腹工	
日野町	小河内 他	6	<u>6</u>	溪間工、山腹工	
江府町	俣野 他	9	<u>4</u>	溪間工、山腹工	

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

平成21年12月28日樹立の地域森林計画のとおり。

2 その他必要な事項

該当なし